



老振発第 0313003 号
老老発第 0313003 号
平成 21 年 3 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 振興課長

老人保健課長

事業所評価加算の平成 21 年度における特別措置について（通知）

平成 21 年度介護報酬改定においては、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所サービス」という。）における事業所評価加算について、加算の算定に用いる評価基準値の算出式の見直しを行ったところである。この見直しを行った評価基準値の算出式（以下「新算出式」という。）による加算算定は平成 21 年 4 月から行われるところ、平成 21 年度の事業所評価加算の算定は、平成 20 年 1 月から 12 月までを評価対象期間として新算出式によって行われるものであり、その事務については、事業所評価加算に関する事務処理手順及び様式例について（平成 18 年老振発第 0911001 号・老老発第 0911001 号厚生労働省老健局振興課長・老人保健課長連名通知。以下「平成 18 年事務処理手順通知」という。）を発出しているところである。

一方で、新算出式を踏まえて平成 20 年 1 月から 12 月の評価対象期間に行ったサービスの評価基準値が事業所評価加算の要件を満たす場合、平成 20 年 10 月 15 日までに事業所評価加算（申出）の届出を行う必要があるところ、新算出式が平成 21 年 4 月に適用されることにかんがみ、今般、平成 20 年 10 月 15 日までに事業所評価加算（申出）の届出を行っていない事業所に対し、平成 20 年 1 月から 12 月の評価対象期間に対する新算出式による事業所評価加算の算定について、平成 21 年度に限り、一定の特別措置を行うこととする。

その際の事務処理手順及び様式例について、特別措置であることから平成 18 年事務処理手順通知とは別に、下記のとおりお示しするので、御了知の上、関係市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

記

1 平成 21 年度における事業所評価加算の特別措置の概要

事業所評価加算については、平成 18 年事務処理手順通知と同じであるが、今回の特別

措置の評価対象となる期間は平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とし、当該期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものである。なお、特別措置の対象事業所は、平成 20 年 10 月 15 日までに各都道府県へ平成 18 年事務処理手順通知中の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行わなかった事業所とする。

ただし、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）において「評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する」と規定されていることから、今回の特別措置の評価対象期間の満了日は平成 20 年 12 月 31 日であるため平成 21 年度内に限り所定単位数を加算することとする。具体的には、6（1）にあるとおり、平成 21 年度特別措置の事業所評価加算の算定要件を満たしている旨の通知が平成 21 年 8 月下旬に事業所に届くこととなり、周知期間等を踏まえ、平成 21 年 10 月サービス分から平成 22 年 3 月サービス分（半年分）について平成 21 年度の事業所評価加算の算定を可能とする。

2 事業所評価加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ

事業所評価加算の対象事業所の決定については、従前の平成 18 年事務処理手順通知中「事業所評価加算の対象事業所の決定に関する事務フロー（概要）」（別紙 1）で示すとおりである。

3 事業所による事業所評価加算（申出）の届出

選択的サービスの加算の届出を行い、介護予防通所サービスを提供している事業所において、今回の特別措置として平成 21 年度の事業所評価加算の算定を希望する場合には、各事業所が平成 21 年 6 月 1 日までに各都道府県へ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」にて「事業所評価加算（申出）」の届出を行う必要がある。（平成 22 年度以降に再度算定を希望する場合には、その旨の届出は不要であり、平成 22 年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。）

各都道府県は、平成 21 年 6 月 1 日までに受理した事業所評価加算（申出）の届出を平成 21 年 6 月処理分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

4 国保連合会における事務処理

（1）評価対象事業所の抽出

以下の要件のいずれにも該当する事業所を抽出する。

- ① 平成 21 年 6 月 1 日までの届出分の事業所台帳にて、「事業所評価加算（平成 21 年度特別措置）（申出）の有無」が「2・あり」であること。
- ② 事業所台帳にて、「運動器機能向上体制の有無」「栄養改善体制の有無」「口腔機能向上体制の有無」のいずれか一つ以上を「2・あり」として届出を行っていること。

（2）評価対象受給者の抽出

受給者台帳及び（1）の評価対象事業所の給付実績（当該事業者から国保連合会へ請求された現物給付分に限る。）より、以下の要件のいずれにも該当する受給者を抽出する。

- ① （1）の評価対象事業所にて、選択的サービスに係る加算を継続して 3 月以上算

定していること。

② 前記算定より後の月に要支援認定の更新又は変更認定を受けた者

なお、②の更新・変更認定については、当該認定が平成20年11月以降の場合には、平成22年度の加算に係る評価対象受給者となり、今回の特別措置の対象ではない。

(3) サービス提供終了確認情報の授受

① (2) の評価対象受給者のうち、要支援状態区分に変更がなかった者について、「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表（平成21年度特別措置）」（別紙2）を作成し、平成21年6月下旬に地域包括支援センター（介護予防支援事業所）宛に送付する。

② 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）から送付される「サービス提供終了確認情報（平成21年度特別措置）」（別紙3）を平成21年7月下旬までに收受する。

(4) 評価基準値の算出等

① 評価基準値の算出

事業所評価加算の対象事業所については、次の算定式に適合している必要があり、

(1) の評価対象事業所について、事業所番号・介護予防サービスの種類毎に評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものについては、所在地である都道府県の国保連合会へ当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出する。

要支援度の維持者数（A）+改善者数（B）×2

≥ 0.7

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数（C）

A：(3) ②のサービス提供終了確認情報におけるサービス提供終了者数

B：(2) の評価対象受給者のうち、要支援状態区分が1ランク改善（要支援2→要支援1又は要支援1→非該当）又は2ランク改善（要支援2→非該当）した人数

C：評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

なお、今回の特別措置の評価対象期間は、平成20年1月1日から12月31日までとされているが、平成20年11月以降に更新・変更認定が行われた者については、平成22年度の評価対象受給者とする。

② 算定基準適合一覧表等の送付

①の算出結果により、次のとおり資料を作成し、平成21年8月上旬に都道府県宛に送付する。

- ・ 評価基準値が0.7以上の場合：「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表（平成21年度特別措置）」（別紙4）の作成
- ・ 評価基準値が0.7未満及び評価対象期間における介護予防通所サービス事業

所の利用実人員が 10 人未満の場合：「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 5）の作成

5 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）における事務処理

（1）サービス提供終了の確認

地域包括支援センター（介護予防支援事業所）においては、国保連合会から送付された「サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 2）の対象者（要支援状態区分に変更がなかった者）について、ケアプランに定める目標に照らし、当該介護予防通所サービス事業者によるサービスの提供が終了していることの確認を平成 21 年 7 月上旬から中旬までに行うこと。

（2）サービス提供終了確認情報の作成・送付

（1）において、サービスの提供が終了しているものと確認された者については、「サービス提供終了確認情報（平成 21 年度特別措置）」（別紙 3）を作成し、平成 21 年 7 月下旬までに国保連合会宛に送付すること。

6 都道府県における事務処理

（1）事業所に対する決定通知

「事業所評価加算算定基準適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 4）及び「事業所評価加算算定基準不適合事業所一覧表（平成 21 年度特別措置）」（別紙 5）を踏まえ、各都道府県において事業所評価加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を平成 21 年 8 月中旬までに事業所に通知する。

（2）地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に対する周知

事業所評価加算の対象事業所情報を平成 21 年 8 月下旬を目途に公表し、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、住民等に周知することにより、10 月サービスからの利用者の事業所の選択、介護予防支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

7 その他

今回の特別措置については、平成 21 年度の事業所評価加算の算定についてのみとする。